

敦賀医療センターにおける 障害福祉サービスについて

～敦賀医療センターの福祉の機能について～

R7.3.1

敦賀医療センター 療育指導室

田中 真史

本日のおはなし

- ▶ 敦賀医療センターで実施している福祉サービス等について
- ▶ 対象となる方々の状態等について
- ▶ ご利用までの流れや手続き等について

敦賀医療センターにおける福祉機能について

入院支援機能

○障害者総合支援法における療養介護事業

- ・ 主な対象は重症心身障害者
- ・ 定員 120 床
- ・ 93 名の方々が利用（平均年齢は約 50 歳）
- ・ 入院 + 日中活動支援（療養介護サービス）

○児童福祉法における指定発達支援医療機関

- ・ 対象は重症心身障害児
- ・ 定員 120 床（療養介護事業と兼ねる）
- ・ 児童福祉法第 27 条 2 項における措置委託児童の受託
- ・ 入所支援と同様な治療等を実施
- ・ 16 名の方々が利用（1 歳～18 歳）
- ・ 学齢児のお子さんは嶺南東特別支援学校の訪問教育

敦賀医療センターにおける福祉機能について

在宅支援機能

○医療型短期入所支援の実施

- ・ ひまわり病棟での支援（空床型）
- ・ 平均利用児者は1日当たり約2.5名
- ・ 長浜市、米原市等県外からのご利用もあり
- ・ 体調不良時は入院治療に切り替えることも・・・
- ・ 日帰りでの利用も可能

○多機能型通所支援事業の実施

◇障害児通所支援事業の実施

- ・ **児童発達支援**（主に就学前の乳幼児に対する支援）
- ・ **放課後等デイサービス**（学齢児童、生徒に対する支援）

◇日中活動支援事業の実施

- ・ **生活介護**（18歳以上の障害者に対するサービス）

◇日中一時支援事業の実施

- ・ 障害児者の一時預かり

それぞれの事業の対象者

改定後	対象者
療養介護サービス	<ul style="list-style-type: none">• 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者• 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者• 重症心身障害者• 区分5以上に該当し強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者• 区分5以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者。• それらに準ずる者として市町村が認めた者
医療型障害児 入所支援	児童相談所が必要と認めた児童

改定後		対象者
医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	ナース 7:1以上配置が対象	ア) 18歳以上の利用者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 6 に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ・ 区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者 ・ 重症心身障害者 ・ 区分 5 以上に該当し強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者 ・ 区分 5 以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者。 ・ それらに準ずる者として市町村が認めた者
医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	Ⅰの規模未満の病院、診療所等が対象	イ) 障害児 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児 ・ 医療的ケア児判定スコアが 16 点以上の障害児
医療型短期入所サービス費（Ⅲ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等 ・ 又は区分 1 若しくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾病を有すると診断された障害者等 ・ ただし、医療型短期入所サービス費（Ⅰ、Ⅱ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ）の算定要件に該当する場合を除く。

対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な以下に掲げる者

- ①障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者

③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児（具体例）・市町村等が行う乳幼児検診等で療育の必要性があると認められた児童
・保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

- ①障害児（②、③を除く）、②難聴児、③**重要心身障害児**（重度の知的障害（若しくは遷延性意識障害）、重度の肢体不自由の重複障害）、④**医療的ケア児**（②、③を除く）

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

- ①障害児、②**重要心身障害児**（重度の知的障害（若しくは遷延性意識障害）、重度の肢体不自由の重複障害）③**医療的ケア児**（②を除く）

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児
*重度の障害の状態その他これに準ずる状態とは、次に掲げるものをいう。

- ①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態
- ②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

生活介護
サービス費

児童発達支
援給付費

放課後等デ
イサービス

居宅訪問型
児童発達支
援

医療的ケア スコア

*16点以上
が医療型
サービス等
の対象

		医療的ケア判定スコア	見守りスコア			
			基本スコア	高	中	低
(1)	人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置）		10	2	1	0
(2)	気管切開		8	2		0
(3)	鼻咽頭エアウェイ		5	1		0
(4)	酸素療法		8	1		0
(5)	吸引（口鼻腔、気管内吸引）		8	1		0
(6)	利用時間中のネブライザー使用・薬液吸引		3			0
(7)	経管栄養	経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
		経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
		持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
(8)	中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0
(9)	その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1		0
		持続皮下注射ポンプ使用	3	1		0
(10)	血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3			0
		埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1		0
(11)	継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2		0
(12)	排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5			0
		持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1		0
(13)	排便管理	消化管ストーマ	5	1		0
		利用時間中の摘便、洗腸	5			0
		利用時間中の浣腸	3			0
(14)	けいれん時の管理	坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2		0

行動関連項目 * 10点以上が強度行動障害対象 (18歳以上)

図表 25 行動関連項目

行動関連項目		行動関連項目の選択肢ごとの得点		
		0点	1点	2点
3-3	コミュニケーション	1「日常生活に支障がない」	2「特定の者であればコミュニケーションできる」 3「会話以外の方法でコミュニケーションできる」	4「独自の方法でコミュニケーションできる」 5「コミュニケーションできない」のいずれか
3-4	説明の理解	1「理解できる」	2「理解できない」	3「理解できているか判断できない」
4-7	大声・奇声を出す	1「支援が不要」 2「希に支援が必要」 3「月に1回以上の支援が必要」のいずれか	4「週に1回以上の支援が必要」	5「ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要」
4-16	異食行動	4-7 と同様		
4-19	多動・行動停止			
4-20	不安定な行動			
4-21	自らを傷つける行為			
4-22	他人を傷つける行為			
4-23	不適切な行為			
4-24	突発的な行動			
4-25	過食・反すう			
—	てんかん			

行動障害スコア（18歳未満）

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の身体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻繁
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻繁
激しい器物破壊	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻繁
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行為	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄に関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

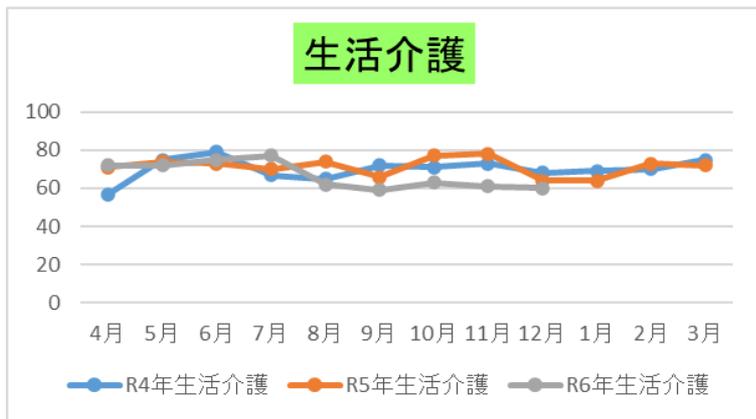
医療型短期入所の利用者（R6年度）

年度別 短期入所利用実績月平均・年間合計									
	ベッド使用率(総利用日数/年)			利用実績(総利用日数/月)			利用実績(総利用日数)		
	R6年度	R5年度	R4年度	R6年度	R5年度	R4年度	R6年度	R5年度	R4年度
ひ1階	0.5	0.6	0.8	16.4	18.1	24.4	148	213	293
ひ2階	1.0	1.1	1.3	29.2	32.2	38.7	263	398	464
ひ3階	1.0	0.6	0.4	29.3	17.4	13.5	264	209	162
病棟合計	2.5	2.2	2.5	75.0	67.7	76.6	675	820	919

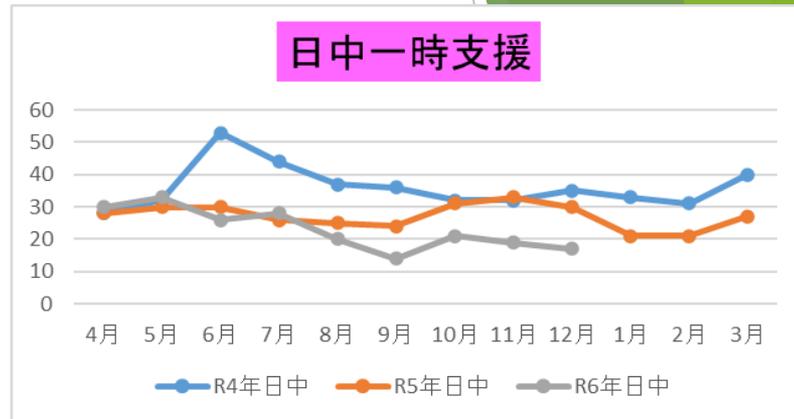
1日当たり 約2.5人のご利用

通所あさひの利用者（R4～6年度）

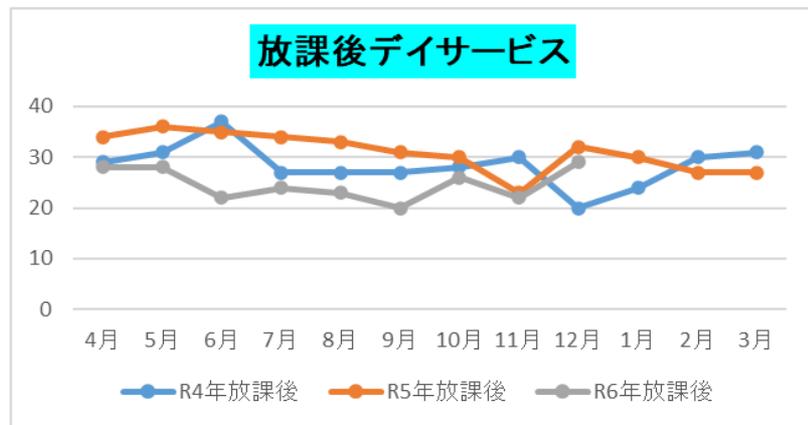
生活介護



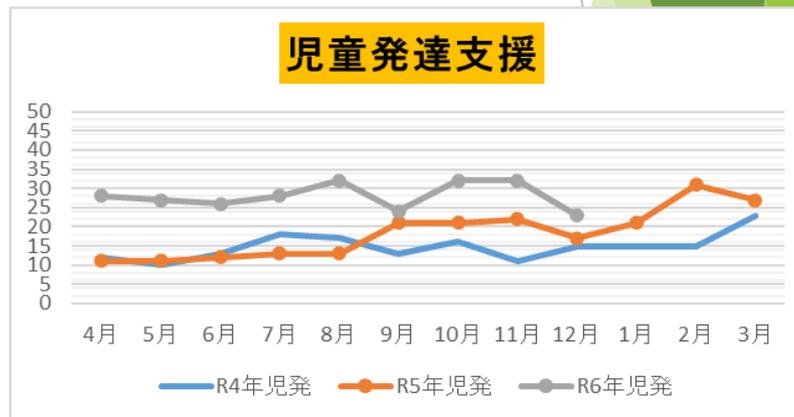
日中一時支援



放課後デイサービス



児童発達支援



1日当たり 約5～6人のご利用

～ご利用までの流れ～

- ▶ お問い合わせ～見学
 - ▶ 敦賀医療センター 重心外来の受診（火曜、水曜の午後）
 - * 主治医の先生から紹介状（診療情報提供書）をご用意ください**
 - ▶ 病棟内、通所あさひの見学
 - ▶ 受給者証の確認等（相談支援専門員との打ち合わせを含）

 - ▶ ご利用の決定～初回利用
 - ▶ 初回利用日の決定
 - ▶ 荷物等の確認
 - ▶ 初回利用時は、ご本人のケア等をスタッフと確認いたします
- * お時間に余裕がもてる日程で調整いたします

気になることや、わからないことなど、
お気軽にご相談ください

